



おおた 2月 ふれあい情報



環境問題について考えよう！ エコフェスタワンダーランド

オンライン特設サイト

環境に関するミニ講座や、出店団体・企業の取り組みを動画で配信しています。

配信期間 2月28日(火)午後3時まで

大田区 エコフェスタ 検索



▲特設サイトはこちら

問合せ先 環境計画課計画推進・温暖化対策担当
☎5744-1362 FAX5744-1532

池上梅園で春の香りを楽しみませんか ～ライトアップ実施～

会場 池上梅園
開園時間 午前9時～午後4時30分(入園は午後4時まで)
休園日 月曜(休日の場合は翌平日)、年末年始
2・3月は休園はありません



詳しくはこちら

●ライトアップ期間 2月17日～3月5日、午後8時まで開園(入園は午後7時30分まで)
日没後(午後5時30分頃)からライトアップを実施

入園料 100円(6～15歳は20円。5歳以下と65歳以上、身体障害者手帳などをお持ちの方は無料。要確認書類)

問合せ先 地域基盤整備第一課管理係 ☎5764-0629 FAX5764-0633

分譲マンション管理セミナー・個別相談会

対象 分譲マンションの居住者、管理組合役員、購入予定者

日時 2月26日(日)

①セミナー「マンション管理新時代との向き合い方」
～マンションの長寿命化を目指して～
＝午後1時～3時

②相談会＝午後3時～4時

会場 池上会館

定員 ①先着90名 ②抽選で4名

申込方法 問合せ先へはがきかFAX(セミナーと相談会のどちらを希望か(両方可)、〒住所、氏名、電話番号を明記)。電子申請も可。2月10日必着



詳しくはこちら

問合せ先 建築調整課住宅担当(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1416 FAX5744-1558

地域力応援基金助成事業の募集

福祉、環境、まちづくり、教育など公益性が認められ、社会貢献につながる区民を対象とした非営利事業に助成金を交付します。

①スタートアップ助成 区民活動情報サイトに登録し、申請時に設立から6年経過していない団体

②ステップアップ助成 区民活動情報サイトに登録し、申請時に設立から2年以上の団体

事業の対象期間 4月1日～令和6年3月31日に実施する事業

助成金額 ①1団体20万円まで ②1団体40万円まで

申請期間 1月31日～3月1日(②は3月8日まで)必着
問合せ先へ事前連絡の上、所定の申請書(問合せ先で配布。区ホームページからも出力可)に必要書類を持参

問合せ先 地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1204 FAX5744-1518

ふれあいパーク活動団体募集

地域でつくったグループで、身近な公園をふれあいの場として清掃や花壇づくり、地域のイベントなどのボランティア活動が行える制度です。



対象 希望する公園の近隣の方で組織される5名以上の団体(ボランティアグループ、NPO、自治会・町会、シニアクラブ、企業など)

活動期間 申請承認から当該年度3月31日まで(次年度以降に継続もできます)

問合せ先
地域基盤整備第一課(大森地域庁舎) ☎5764-0629 FAX5764-0633
地域基盤整備第二課(蒲田地域庁舎) ☎5713-2006 FAX5713-2009
地域基盤整備第三課(調布地域庁舎) ☎3726-4300 FAX3726-4318

在宅医療相談窓口 電話専用☎5744-1632

在宅で医療を受けたい方などからの、往診などに関する電話相談をお受けします。

対象 区内在住の方とその家族

日時 平日 午前9時～正午(休日、年末年始を除く)

お住まいの地域による受付日は、以下のとおり

担当地区	月	火	水	木	金
大森地区		●			●(第2・4)
田園調布地区	●			●	
蒲田地区			●		●(第1・3・5)

問合せ先 健康医療政策課地域医療政策担当 ☎5744-1264 FAX5744-1523

多言語で相談できる 窓口があります



外国人区民が日常生活で困っていることを気軽に相談できます。

「国際都市おおた協会多言語相談窓口」に電話してください。

所在地：蒲田4-16-8 2階(Minto Ota(おおた国際交流センター)内) 電話(TEL) 03-6424-4924

対応言語 Languages	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
English (英語)	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	★	10:00～17:00
汉语 (中国語)	10:00～17:00	10:00～17:00	★	10:00～17:00	10:00～17:00
Tagalog (タガログ語)	10:00～17:00	★	★	★	10:00～17:00
ネパळी भाषा (ネパール語)	★	★	10:00～17:00	★	★
Tiếng Việt (ベトナム語)	★	★	★	10:00～17:00	★

そのほかの言語は相談ください。

第1、第3日曜の13時～17時、弁護士に相談できます。予約が必要です。

★=多言語通訳タブレットで対応

特別区民税・都民税の申告期限は3月15日です

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申告にご協力ください。

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)午前9時～午後4時30分(土・日曜、休日を除く)

受付場所 区役所本庁舎2階

郵送・問合せ先 課税課課税担当(〒144-8621大田区役所) FAX5744-1515(共通)

●大森地区 ☎5744-1194 ●調布地区 ☎5744-1195 ●蒲田地区 ☎5744-1196



詳しくはこちら

新型コロナウイルス感染症の影響により
催しなどは中止・延期となる可能性があります

発行 大田区/令和5年 編集 広聴広報課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
☎5744-1111(代) FAX 5744-1503